

報告第 1 号

地方自治法第180条の規定による市長の専決処分の報告について

地方自治法第180条第1項の規定により、議会において指定された事項について、次のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により報告する。

令和2年 2 月 17日提出

川崎市長 福田 紀彦

1 市長の専決事項の指定について第2項による専決処分

番号	発生局名	専決処分年月日	事件の概要
1	環境局	1. 12. 19	令和元年7月17日、中原区***** *****で、本市小型ごみ収集車が、通過しようとした際、左側から走行してきた被害者運転の自転車と接触し、被害者を負傷させたもの
2	環境局	2. 1. 9	令和元年5月29日、宮前区***** *****で、本市小型ごみ収集車が、作業を終え、道路に出ようとした際、被害者所有のブロック塀に接触し、破損させたもの
3	こども未来局	2. 1. 6	令和元年6月26日、中原区***** *****で、本市軽乗用車が、通過しようとした際、左側から走行してきた被害者所有の自動二輪車と接触し、被害者を負傷させ、及び当該自動二輪車を破損させたもの
4	環境局	2. 1. 22	令和元年8月13日、川崎区***** ***、本市職員が浄化槽の清掃作業中、被害者所有の浄化槽のポンプを破損させたもの
5	まちづくり局	1. 12. 12	令和元年9月9日、川崎市役所庁舎内で、被害者が来庁者用の椅子に座った際、当該椅子が破損し、被害者の衣服が破損したもの
6	建設緑政局	1. 12. 17	令和元年9月3日、東百合丘4丁目緑地で、枯れていた樹木が倒れ、被害者所有の塀を破損させたもの

7	建設緑政局	1. 12. 25	令和元年5月24日、川崎区***** ***で、被害者所有の普通乗用車が走行中、舗装の破損箇所に落輪し、当該普通乗用車が破損したもの
8	建設緑政局	2. 1. 6	令和元年5月24日、川崎区***** ***で、被害者所有の軽乗用車が走行中、舗装の破損箇所に落輪し、当該軽乗用車が破損したもの
9	建設緑政局	2. 1. 21	令和元年9月24日、多摩区***** *****で、幹が腐食していた樹木が倒れ、被害者所有のフェンスを破損させたもの
10	建設緑政局	2. 1. 22	令和元年7月29日、高津区***** ***で、被害者使用の普通乗用車が走行中、舗装の破損箇所に落輪し、当該普通乗用車が破損したもの
11	建設緑政局	2. 1. 24	令和元年5月24日、川崎区***** ***で、被害者所有の軽乗用車が走行中、舗装の破損箇所に落輪し、当該軽乗用車が破損したもの
12	川崎区役所	1. 12. 5	令和元年9月5日、池上新田公園で、本市職員が草刈り作業中、草刈機によって跳ねた石が、作業現場付近に駐車していた被害者所有の軽乗用車に当たり、破損させたもの
13	消防局	2. 1. 16	令和元年11月17日、市立学校敷地内で、本市職員が災害対応訓練の準備をしていた際、訓練用の資器材が被害者所有の普通乗用車に接触し、破損させたもの

2 市長の専決事項の指定について第6項による専決処分

訴えの提起

番号	専決処分 年月日	被告	請求の要旨
1	1.11.21	** **	市営住宅の使用料を3月以上滞納し、本市の再三にわたる納付指導にも応じない左記の被告に対し、当該市営住宅の明渡し並びに当該市営住宅の滞納使用料295,800円、延滞金及び平成31年4月25日から明渡済みに至るまでの使用料相当損害金月51,000円の支払を求めるもの
2	1.11.21	** **	市営住宅を権原なく占有し、本市の再三にわたる退去の要求にも応じない左記の被告に対し、当該市営住宅の明渡し並びに当該市営住宅の滞納使用料326,403円、延滞金及び平成30年7月5日から明渡済みに至るまでの使用料相当損害金月44,200円の支払を求めるもの
3	1.11.26	** **	市営住宅を権原なく占有し、本市の再三にわたる退去の要求にも応じない左記の被告に対し、当該市営住宅の明渡し及び明渡済みに至るまでの使用料相当損害金月17,800円の支払を求めるもの